

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成29年2月2日(2017.2.2)

【公表番号】特表2016-501538(P2016-501538A)

【公表日】平成28年1月21日(2016.1.21)

【年通号数】公開・登録公報2016-005

【出願番号】特願2015-548131(P2015-548131)

【国際特許分類】

C 1 2 N	7/00	(2006.01)
C 1 2 N	7/04	(2006.01)
C 1 2 N	7/06	(2006.01)
C 1 2 N	7/02	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/02	(2006.01)
A 6 1 P	35/04	(2006.01)
A 6 1 K	48/00	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	35/76	(2015.01)
A 6 1 K	31/255	(2006.01)
A 6 1 K	31/66	(2006.01)
A 6 1 K	31/198	(2006.01)
A 6 1 K	31/115	(2006.01)
A 6 1 K	31/155	(2006.01)
A 6 1 K	31/145	(2006.01)
A 6 1 K	31/4184	(2006.01)
A 6 1 K	31/573	(2006.01)
A 6 1 K	31/704	(2006.01)
A 6 1 K	31/475	(2006.01)
A 6 1 K	31/282	(2006.01)
A 6 1 K	33/24	(2006.01)
C 0 7 K	14/705	(2006.01)
C 1 2 N	15/09	(2006.01)

【F I】

C 1 2 N	7/00	Z N A
C 1 2 N	7/04	
C 1 2 N	7/06	
C 1 2 N	7/02	
A 6 1 P	43/00	1 0 5
A 6 1 P	43/00	1 1 1
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 P	35/02	
A 6 1 P	35/04	
A 6 1 K	48/00	
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	35/76	
A 6 1 K	31/255	
A 6 1 K	31/66	
A 6 1 K	31/198	

A 6 1 K	31/115
A 6 1 K	31/155
A 6 1 K	31/145
A 6 1 K	31/4184
A 6 1 K	31/573
A 6 1 K	31/704
A 6 1 K	31/475
A 6 1 K	31/282
A 6 1 K	33/24
C 0 7 K	14/705
C 1 2 N	15/00

A

【手続補正書】

【提出日】平成28年12月14日(2016.12.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

細胞に内部移行する非複製型ラブドウイルス由来粒子を含む、癌性細胞の治療用組成物であって、

前記ラブドウイルス由来粒子が、架橋されたRNA、又は、少なくとも二つ以上の不連続なRNAポリヌクレオチドに切断されたRNAを有する治療用組成物。

【請求項2】

前記ラブドウイルス由来粒子が、下記(1)及び/又は(2)を有する、請求項1に記載の治療用組成物；

(1)他のRNAヌクレオチド、前記RNAを取り囲む蛋白質構造体の蛋白質におけるアミノ酸、もしくはその両方に架橋されたRNA、

(2)前記蛋白質構造体の別の蛋白質もしくは同一の蛋白質の別のアミノ酸に架橋された、前記RNAを取り囲む蛋白質構造体。

【請求項3】

前記RNAが架橋されたヌクレオチドを少なくとも0.05%含む、請求項1に記載の治療用組成物。

【請求項4】

前記ラブドウイルス由来粒子が1粒子あたり少なくとも60のG蛋白質を有する、請求項1に記載の治療用組成物。

【請求項5】

第二の薬剤と組み合わせて使用する、請求項1に記載の治療用組成物。

【請求項6】

生ラブドウイルスをRNA傷害剤に曝露して該ウイルスのRNAを架橋及び/又は切断することで製造される、請求項1に記載の治療用組成物。

【請求項7】

前記薬剤が化学療法剤である、請求項5に記載の治療用組成物。

【請求項8】

生ラブドウイルスを、該ウイルスのRNAを架橋及び/又は切断する条件下でRNA傷害剤に曝露して、細胞に内部移行する非複製型ラブドウイルス由来粒子を製造する工程を含む、請求項1に記載の治療用組成物の製造方法。

【請求項9】

前記 R N A 傷害剤が電磁放射、及び／又は、架橋剤である、請求項 8 に記載の方法。

【請求項 10】

前記電磁放射が約 1 m m より短い波長を有する、請求項 9 に記載の方法。

【請求項 11】

前記 R N A 傷害剤が、1 0 0 m J / c m² と 8 , 0 0 0 m J / c m² の間の線量の電磁放射、又は、1 k G y と 5 0 k G y の間の線量のガンマ線照射である、請求項 9 に記載の方法。